

香川県条例第59号

香川県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

香川県社会教育委員に関する条例（昭和24年香川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県社会教育委員条例</u></p> <p><u>（設置）</u> 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）<u>第15条第1項の規定に基づき、香川県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</u></p> <p><u>（委嘱の基準）</u> 第2条 委員の委嘱の基準は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</u></p> <p><u>（定数）</u> 第3条 <u>委員の定数は、25人以内とする。</u></p> <p><u>（任期）</u> 第4条 <u>委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>委員は、特別の事由がある場合には、解嘱することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県社会教育委員に関する条例</u></p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）<u>第15条により教育委員会に社会教育委員を置く。</u></p> <p>第2条 <u>社会教育委員の定数は、25人以内とする。</u></p> <p>第3条 <u>社会教育委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>社会教育委員は、特別の事由がある場合には、解嘱することができる。</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。